

# 障害者芸術・文化祭事業 参加型企画「きらめく」（仮称）企画運営業務委託企画提案書 作成要領

## 1 提出書類

---

企画提案書

ア A4又はA3版、横書き、左綴じ

イ 表紙に「障害者芸術・文化祭事業 参加型企画「きらめく」（仮称）企画運営業務委託企画提案書」と記載

ウ 正本は余白に事業者名を記載、副本は企画提案書内に事業者名を記載しないこと。

## 2 提出方法

---

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお封筒に「障害者芸術・文化祭事業 参加型企画「きらめく」（仮称）企画運営業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

## 3 提出期限

---

令和4年10月28日（金）午後5時必着

## 4 提出先

---

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局

(石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室)

電話：076-225-1354 FAX：076-225-1496

メールアドレス：bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp

## 5 企画提案の内容

---

(1) 令和4年度実施企画にかかる下記の内容

- ① 障害のある方の作品（塗り絵等）の募集内容及び募集方法
- ② 障害のある方から募集した作品を組み合わせ、障害者芸術・文化祭のシンボルとなる巨大作品（以下「シンボル作品」という。）のデザイン案
- ③ 募集・シンボル作品デザイン作成等のスケジュール
- ④ 組織図等実施体制図（関係機関・関係者等との連携・協力について体制や手法を記載）

※留意事項

- ・障害のある人もない人もともに個性が「きらめく」をテーマに企画を提案すること。
- ・障害のある人が参加（応募）したいと思う内容及び、WEBの活用など、より多くの応募が期待できる募集方法を提案すること。
- ・デザイン案は、文化祭にふさわしいデザイン案を提案とするとともに、作成にはできるだけ多くの参加者による作品の使用が可能なものとし、企画提案に際して見込まれる参加者数を示すこと。  
（1つの企画提案書の中でデザイン案は3案迄提案できるものとする。）
- ・関係機関・関係者等のうち、連携・協力するデザイナーについては、これまでの実績について記載すること。

(2) 令和5年度における実施計画にかかる下記の内容

- ① シンボル作品の掲出（展示）場所・方法
- ② 掲出場所等での県民が気軽に参加できるワークショップやイベント等の企画案
- ③ シンボル作品の掲出（展示）を周知する広報案
- ④ シンボル作品の制作・掲出（展示）、広報等のスケジュール
- ⑤ 実施経費（令和5年度）

上記①～④にかかる経費を示すこと。ただし、事業実施年度（令和5年度）実施経費の設定金額は、6,000千円（消費税および地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

※上記限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。

※留意事項

- ・掲出（展示）場所の規制等を確認の上、使用条件等に合致した、多くの人の目に触れる掲出（展示）方法や場所（石川県内2カ所以上）提案すること。
- ・デザイン掲出（展示）イメージの写真や映像を示すなど、企画内容の具体的なイメージがつくような提案をすること。  
また、掲出（展示）場所毎のアレンジなども提案すること。
- ・自社（共同企業体）の強みを生かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。

## 6 企画提案にあたっての留意事項

---

- (1) 障害者の参加に配慮した内容を提案すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した内容とすること。
- (3) 企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- (4) 委託者が何らかの役割を担う場合は、委託者と受託者の役割を明確に示すこと。
- (5) 文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- (6) 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (7) 再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- (8) 提出できる企画提案書は1案とする。
- (9) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- (10) 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (11) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (12) 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (13) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。